

2021年1月18日

企業会計基準適用指針公開草案第71号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第31号 時価の算定に関する会計基準の適用指針</p> <p>2019年7月4日 改正 20XX年XX月XX日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第31号 時価の算定に関する会計基準の適用指針</p> <p>2019年7月4日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針</p> <p>Ⅲ. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い <u>（投資信託の時価の算定に関する取扱い）</u></p> <p><u>投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い</u></p> <p>24-2. <u>投資信託財産が金融商品である投資信託（契約型及び会社型</u> <u>の双方の形態を含む。以下同じ。）について、市場における取引</u> <u>価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約</u> <u>等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められ</u> <u>るほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする。ただし、</u></p>	<p>適用指針</p> <p>Ⅲ. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い</p> <p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p><u>会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。</u></p>	
<p>24-3. <u>投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる。</u></p> <p>(1) <u>当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合</u></p> <p>(2) <u>当該投資信託の財務諸表が IFRS 及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合</u></p> <p>(3) <u>当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合</u></p>	(新 設)
<p>24-4. <u>前項における「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」には、例えば、次のような制限のみがある場合は該当しない。</u></p> <p>(1) <u>条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所等の取引停止などやむを得ない事情がある場合に</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>のみ、一部解約等を制限する場合など)</u></p> <p>(2) <u>解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定</u></p> <p>(3) <u>解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い(例えば、1か月程度)もの</u></p>	
<p>24-5. <u>また、海外の法令に基づいて設定される投資信託(以下「海外の投資信託」という。)に対して第24-3項の取扱いを適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い(通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる。</u></p>	(新 設)
<p>24-6. <u>第24-2項の取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる(第18項参照)。</u></p> <p><u>また、第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなす場合、第24-3項(1)から(3)のいずれかに該当することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる(第18項参照)。</u></p>	(新 設)
<p>24-7. <u>本適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて、次の内容を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記していない旨</u></p> <p>(2) <u>本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額</u></p> <p>(3) <u>(2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表</u> <u>調整表を作成するにあたっては、以下を区別して示す。</u></p> <p>① <u>当期の損益に計上した額及びその損益計算書における科目</u></p> <p>② <u>当期のその他の包括利益に計上した額及びその包括利益計算書における科目</u></p> <p>③ <u>購入、売却及び償還のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額を示すこともできる。）</u></p> <p>④ <u>これまで本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用しておらず、当期に本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用することとした額及びこれまで本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用していたものの、当期に本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用しないこととした額</u></p>	

公開草案	現行
<p>また、①に定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益及びその損益計算書における科目を注記する。</p> <p>(4) (2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の時価算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳</p> <p>解約等に関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有している場合、本適用指針第24-3項の取扱いを適用するとした判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託ごとに集計したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を注記することができる。</p>	
<p>投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い</p> <p>24-8. <u>投資信託財産が不動産である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ。）について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。</u></p>	(新 設)
<p>24-9. <u>投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことができる。</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p>24-10. <u>第 24-8 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる（第 18 項参照）。</u></p> <p><u>また、前項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなす場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しない（第 18 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p>24-11. <u>本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託については、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて、次の内容を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p><u>(1) 本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記していない旨</u></p> <p><u>(2) 本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額</u></p> <p><u>(3) (2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表</u></p> <p><u>調整表を作成するにあたっては、本適用指針第 24-7 項(3)と同様とし、「本適用指針第 24-3 項」は「本適用指針第 24-9 項」と読み替えるものとする。</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い</u></p> <p>24-12. <u>投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断する。</u></p>	(新 設)
<p>24-13. <u>投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取り扱う。</u></p>	(新 設)
<p>24-14. <u>投資信託の解約等を行う際に投資家が負担する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない。</u></p>	(新 設)
<p><u>(貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い)</u></p> <p>24-15. <u>貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 132 項及び第 308 項)については、金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める事項の注記を要しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記に併せて、次の内容を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p>第4項(1)に定める事項を注記していない旨 <u>(2) 本項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額</u></p>	
<p>IV. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>25. <u>2019年公表の本適用指針（以下「2019年適用指針」という。）の適用時期等は、会計基準と同様とする。</u></p>	<p>IV. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>25. 本適用指針の適用時期等は、会計基準と同様とする。</p>
<p>25-2. <u>20XX年改正の本適用指針（以下「20XX年改正適用指針」という。）は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>25-3. <u>前項の定めにかかわらず、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から20XX年改正適用指針を適用することができる。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>2. 経過措置</p> <p>26. <u>（削 除）</u></p>	<p>2. 経過措置</p> <p>26. <u>前項の定めにかかわらず、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとする。当該改正を行うまでの間は、会計基準の公表に伴う2019年7月4日改正の直前の日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以</u></p>

公開草案	現行
	<p>下「<u>金融商品実務指針</u>」という。) 第 62 項の取扱いを踏襲し、<u>投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができる。</u></p> <p>また、当該経過措置を適用した投資信託について、<u>企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」</u> (以下「<u>金融商品時価開示適用指針</u>」という。) 第 5-2 項の注記は要しない。当該注記を行わない場合、当該投資信託について、<u>その旨及び貸借対照表計上額を金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて注記する。</u></p>
<p>27. <u>(削除)</u></p>	<p>27. <u>第 25 項の定めにかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（金融商品実務指針第 132 項及び第 308 項）の時価の注記については、一定の検討を要するため、前項に定める投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記を要しない。当該注記を行わない場合、当該組合等への出資について、その旨及び貸借対照表計上額を金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記に併せて注記する。</u></p>
<p>27-2. <u>20XX 年改正適用指針の適用初年度においては、20XX 年改正適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>27-3. <u>20XX 年改正適用指針を年度末の連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する場合には、20XX 年改正適用指針の適用初年度における第 24-7 項(3)及び第 24-11 項(3)の注記を省略することができる。また、この場合、適用初年度の翌年度においては、第 24-7 項(3)及び第 24-11 項(3)の連結財務諸表及び個別財務諸表に併せて表示される前連結会計年度及び前事業年度に関する注記を要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>29. 当委員会は、時価の算定に関する会計基準を定めるため、2019 年 7 月に会計基準を公表し、併せて <u>2019 年適用指針を公表した。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>29. 当委員会は、時価の算定に関する会計基準を定めるため、2019 年 7 月に会計基準を公表し、併せて <u>本適用指針を公表した。</u></p>
<p>29-2. <u>日本公認会計士協会における 2019 年 7 月 4 日の改正の直前の金融商品実務指針第 62 項の取扱いでは、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができるとされていた。2019 年適用指針においては、投資信託の時価の算定については、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととした。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>20XX年改正適用指針では、投資信託の時価の算定について、投資信託財産が会計基準の対象に含まれる金融商品である投資信託及び投資信託財産が会計基準の対象に含まれない不動産である投資信託に区分したうえで審議を行い、その結果を今般公開草案として公表することとした。</u></p> <p><u>また、投資信託の時価の算定を検討するにあたっては、現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表価額を時価に統一するか否かについても検討を行っている（第49-8項及び第49-9項参照）。</u></p>	
<p>29-3. <u>また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に時価の注記を行っていないケースが従来みられているが、2019年適用指針においては、一定の検討を要するため、前項の投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしていた。20XX年改正適用指針においては、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて審議を行い、その結果を公開草案として公表することとした。</u></p>	(新 設)
<p>I. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い <u>(投資信託の時価の算定に関する取扱い)</u> 投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い</p>	<p>I. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い</p>

公開草案	現行
<p>49-2. <u>会計基準第 5 項に定める時価の定義により、金融商品取引所等の市場に上場している投資信託で市場における取引価格が存在する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。</u></p> <p><u>また、市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示した（本適用指針第 24-2 項参照）。</u></p> <p><u>なお、本適用指針第 29-2 項に記載の金融商品実務指針第 62 項においては、投資信託の定義は定められておらず、契約型又は会社型のいずれの形態を指すのかが必ずしも明らかではなかったが、本適用指針では両者を含むことを明らかにした。また、基準価格という用語を、一般社団法人投資信託協会が定める規則に合わせ基準価額という用語に変更しているが、内容の変更を意図するものではない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>49-3. <u>一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、第 4 項(1)に定める時価を算定する際に考慮する資産の特性に該当し、基準価額を基礎として時価を算定する場合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。</u></p> <p><u>ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。</u></p> <p><u>そのため、投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について、会計基準と整合する評価基準が用いられていると考えられる場合に、基準価額を時価とみなすことができるとした（第 24-3 項参照）。</u></p>	
<p><u>49-4. また、解約等に関する制限がある場合において、それが市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要性があるか否かの判断が困難であることが懸念されたため、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当しない例を示すこととした（第 24-4 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p><u>49-5. このほか、海外の投資信託については情報の入手が困難である可能性があることを踏まえ、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は 1 か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができることとした（第 24-5 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p><u>49-6. なお、基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、第 18 項に定める第三者から入手した相場価格に該当するため、会計基準に従って算定されたものであると判断する必要がある。第 24-2 項又は第 24-3 項の取扱いを適用する場合、それを適用す</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>るための要件を満たすことをもって、当該判断ができると考えられるため、第 43 項に例示した手続によらないことができることとした（第 24-6 項参照）。</u></p>	
<p>49-7. <u>本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した場合、基準価額に対して解約等に関する制限に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても把握されない。このような状況において会計基準第 12 項に従って分類された時価のレベルごとの内訳に、インプットのレベルが把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類を行った時価が混在すると、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないものと考えられるため、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととした。</u></p> <p><u>一方で、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用するものについては、仮に会計基準第 12 項に従って時価のレベルを分類した場合、レベル 3 に該当することが多いと考えられるため、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(4)②に準じた注記を求めることとした。</u></p> <p><u>そのほか、当該取扱いを適用している投資信託が財務諸表に及ぼす影響について理解するために最低限必要とされる情報を提供するため、本適用指針第 24-7 項に定める事項を注記することとした。当該注記は他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて記載することとしており、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記と同様に、連結財務諸</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととした。</u></p> <p><u>なお、解約等に関する制限の内容ごとに投資信託の貸借対照表計上額を集計したうえで注記することができるとしているが（本適用指針第 24-7 項参照）、ある投資信託について、複数の種類の解約等に関する制限がある場合、コストと便益を考慮し、最も重要な解約等に関する制限の内容を特定したうえで、当該制限の内容に基づき集計することも認められると考えられる。</u></p>	
<p><u>投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い</u></p> <p>49-8. <u>市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託については、投資信託財産が不動産である投資信託に関する特段の定めがないことに起因し、実務上、会計処理に多様性が生じており、次のケースが識別されている。</u></p> <p>(1) <u>時価をもって貸借対照表価額としているケース</u></p> <p>(2) <u>時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に取得原価をもって貸借対照表価額としているケース</u></p>	(新 設)
<p>49-9. <u>ここで、会計基準において時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしているため、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないとしており（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 81-2</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>項)、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとしている。</u></p> <p><u>また、投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、経過措置として金融商品実務指針第 62 項の取扱いを踏襲した本適用指針第 26 項を削除し、金融商品会計基準に従い、時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとした。</u></p>	
<p>49-10. <u>ここで、第 49-2 項は、投資信託財産が不動産である投資信託についても同様であるため、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示した（第 24-8 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p>49-11. <u>また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられる。この点、第 49-3 項と同様の理由により、基準価額を時価とみなすことができるとした（第 24-9 項参照）。</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>なお、投資信託財産である不動産については、時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けないこととした。</u></p>	
<p><u>49-12. 投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の理由で（第49-6項参照）、第24-8項の取扱いを適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができることとした。</u></p> <p><u>また、基準価額を時価として用いる場合には、当該基準価額の適切性を確認することになるが、第24-9項の取扱いを適用する場合、投資信託財産である不動産の時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が会計基準に基づいているか否かを確認することにより、基準価額が会計基準に従って算定されたものであるか否かを判断することが困難であることが考えられる。したがって、そのような手続までは求めないこととした（第24-10項参照）。</u></p>	(新 設)
<p><u>49-13. 第24-9項の取扱いを適用した場合、第49-7項と同様の理由で、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、第24-11項に定める事項を注記することとした。また、第49-7項と同様に、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととした。</u></p> <p><u>なお、第49-11項のとおり、投資信託財産である不動産につい</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>ては、時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産が金融商品である投資信託における第 24-7 項と同様に解約等に関する制限の内容の注記を求めたとしても、会計基準との差異を理解するための有用な情報にはならないと考えられる。したがって、解約等に関する制限の内容の注記は求めないこととした。</u></p>	
<p><u>投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い</u></p> <p>49-14. <u>投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するか、企業が実態に合わせて判断することが必要となるため、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断することとした（第 24-12 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p>49-15. <u>投資信託の解約等を行う際に、基準価額から所定の信託財産留保額を控除することが定められている場合がある。</u></p> <p><u>信託財産留保額は、投資信託における将来に発生することが見込まれる取引又は管理等にかかる費用に充当するために、投資信託財産内に留保されることがとされている。このような性格を踏まえ、第 4 項(5)に定める売却に要する付随費用と考えられるため、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めないこととした（第 24-14 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p><u>(貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い)</u></p>	

公開草案	現行
<p>49-16. <u>組合等への出資は金融資産であるため、金融商品会計基準では、従来から金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める時価の注記を求めているが、時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に時価の注記を行っていないケースもみられた。</u></p> <p><u>ここで、組合等への出資の会計処理については、有価証券とは異なり時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず、次の方法のいずれかにより会計処理することとされている（金融商品実務指針第308項）。</u></p> <p>(1) <u>貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法</u></p> <p>(2) <u>貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法</u></p> <p>(3) <u>組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する方法</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>49-17. <u>現状ではこれらの会計処理の使い分けの状況は必ずしも明らかではない可能性があるため、どのようなケースで時価の注記を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対照表価額とすることが必要であるかと併せて検討する必要があると考えられる。したがって、会計処理について今後の検討課題であることを認識したうえで、20XX年改正適用指針においては、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資につ</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>いて、時価の注記を要しないこととした（第 24-15 項参照）。</p>	
<p>II. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>49-18. <u>会計基準は 2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されること、及び 20XX 年改正適用指針による場合、企業にとって追加的な作業を要すると考えられるものの一定の実務への配慮を行っていることから、20XX 年改正適用指針は、2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することとした（第 25-2 項参照）。</u></p>	<p>II. 適用時期等</p> <p>（新 設）</p>
<p>2. 経過措置</p> <p>50. <u>2019 年適用指針の公開草案（企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」をいう。以下同じ。）では、第三者から入手した相場価格の利用にあたっては、第 18 項の定めを適用するために一定の準備期間を要すると考えられたため、原則的な適用時期からさらに 1 年間の準備期間を設け、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する経過措置を提案していた。当該経過措置については、会計基準の適用時期をその公開草案（企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」）における提案から変更したことに伴い、<u>2019 年適用指針の原則的な適用時期を 2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度からと変</u></u></p>	<p>1. 経過措置</p> <p>50. <u>本適用指針の公開草案（企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」をいう。以下同じ。）では、第三者から入手した相場価格の利用にあたっては、第 18 項の定めを適用するために一定の準備期間を要すると考えられたため、原則的な適用時期からさらに 1 年間の準備期間を設け、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する経過措置を提案していた。当該経過措置については、会計基準の適用時期をその公開草案（企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」）における提案から変更したことに伴い、<u>本適用指針の原則的な適用時期を 2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度からと変更したこと</u></u></p>

公開草案	現行
更したことから、削除している。	から、削除している。
51. <u>(削除)</u>	<p>51. <u>投資信託の時価の算定に関して、本適用指針の公開草案では、2019年7月4日改正の直前の金融商品実務指針の取扱いを踏襲したうえで、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記を前提に、便宜的な時価のレベルの分類を定めることを提案していた。</u></p> <p><u>こうした提案に対して、公開草案に寄せられたコメントでは、便宜的な時価のレベルの分類は、会計実務上の混乱を生じさせるおそれがあるため投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまでは時価のレベルの分類及び開示を延期すべきであるとの意見や、国際的な会計基準と異なる結果となる可能性があり国際的な整合性を図るという基本的な方針に反するとの意見が聞かれたため、投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまでは、本適用指針第26項の経過措置を適用した投資信託について、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記は不要とした(本適用指針第26項参照)。</u></p>
52. <u>(削除)</u>	<p>52. <u>企業会計基準公開草案第65号「金融商品に関する会計基準(案)」(以下「金融商品会計基準案」という。)第19項では、民法上の組合等の構成資産が主に市場価格のない株式等である場合について、民法上の組合等への出資金を市場価格のない株式等に含めることを提案していた。この提案に対し、民法上の組合等への出資金の会計処理は金融商品実務指針第132項で定められており、時価をもって貸借対照表価額とすることは求められていないため、金融商品会計基準案第19項を修正すべきとの意見が聞かれ</u></p>

公開草案	現行
	<p>た。こうした意見を踏まえ、民法上の組合等への出資金を市場価格のない株式等から除くものの、その構成資産が主に市場価格のない株式等である場合について、<u>金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記は不要とすることも検討した。しかしながら、その後の審議において、組合等への出資の時価の算定に関して、時価の算定対象が出資そのものなのか構成要素なのか不明確であり投資信託と同様の論点が生じ得るとの意見が聞かれた。そのため、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資についても、投資信託の取扱いを改正する際（本適用指針第26項参照）に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記を不要とした（本適用指針第27項参照）。</u></p>
<p>53. <u>20XX年改正適用指針の適用初年度においては、会計基準第19項の適用初年度の経過措置における取扱いに合わせ、20XX年改正適用指針が定める新たな会計方針（会計基準の定める時価を新たに算定する場合や取得原価をもって貸借対照表価額としていたものから時価をもって貸借対照表価額とする場合など）を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することとした（第27-2項参照）。</u></p>	<p>（新設）</p>

以上